

令和5年11月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市環境審議会  
会 長 増田 幸宏

さいたま市環境基本計画について（答申）

当審議会は、令和5年5月9日付環環環総第258号により「さいたま市環境基本計画」について諮問を受け、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等の改定について審議を重ねてまいりました。

審議に当たりましては、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正、温室効果ガス排出削減目標等を参考に、さいたま市の現状や目標値の設定など、市民・事業者意見や国内外の社会情勢の変化など踏まえ、慎重かつ活発な議論を行ってまいりました。

近年の激甚化する自然災害や気候変動など地球温暖化の問題は切迫した全人類の課題であり、本計画の確実な推進がこれらの課題解決の一助となり、さいたま市の2050年のゼロカーボンシティの実現に資するものとなるよう、下記の意見を付帯し、答申するものです。

記

1 さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

- (1) 2030年度の目標達成に向け、現状分析や達成率など「見える化」を行い、市民に対し、さいたま市の取組や実績を周知すること。促進区域の設定についても、市民・事業者への周知期間を設けること。
- (2) 根拠となる数値は、国や埼玉県と調整・協力し、他市事例など十分に研究した上で、対外的に説明できるように努めること。
- (3) 今後生じる新たな環境問題に対しても柔軟に対応し、先見的な取組を導入するとともに、政令指定都市として全国市町村の見本となるよう、各種事業を推進すること。
- (4) 目標達成に向けては、市民の温暖化対策に関する行動変容が不可欠であることから、多様なステークホルダーと連携し、普及啓発を行うこと。

2 さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

- (1) 市民・事業者の見本となるよう、公共施設の脱炭素化を推進するとともに、今回新たに示された電力調達方針等について確実に推進すること。
- (2) 現状の実績として市役所の温室効果ガスの削減率が低いため、全庁一丸となり、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を強力に推進すること。

